

介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

事業所評価加算の届出期限は10月15日です

H18.3.14 厚労告 127 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

H18.9.11 老振発 0911001 他「事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について」

■ 事業所評価加算とは

効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日まで）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防サービスの提供につき加算を行うものです。

■ 評価対象事業所の要件

○介護予防通所リハビリテーション

- 1 選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行っている
- 2 評価対象期間の利用実人員数が10人以上
- 3 利用者の6割以上に選択的サービスを実施している
- 4

$$\frac{\text{要支援の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

○介護予防訪問リハビリテーション

- 1 リハビリテーションマネジメント加算の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出てリハビリテーションマネジメント加算を算定している
- 2 評価対象期間における指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上
- 3

$$\frac{\text{対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を算定した者の数}}{\text{評価対象期間内に指定介護予防訪問リハビリテーションを利用した者の数}} \geq 0.6$$

- 4
- $$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者}} \geq 0.7$$

■ 評価の申出 手続き等

上記1、2の要件に該当する事業所が、翌年度に事業所評価加算の算定を希望する場合は、届出が必要です。

※ 届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にはその旨の届出は不要です（再提出不要）。

※ 事業所評価加算を希望しない事業所は、届出の必要はありません。

【提出期限】10月15日

【提出先】事業所の所在地を所管する県事務所又は岐阜地域福祉事務所の福祉課（岐阜市内の事業所の方は岐阜市となります。）

【提出書類】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス） ※ 事業所評価加算〔申出〕の有無を「2あり」としてください。

○様式は、岐阜県高齢福祉課のウェブサイト内からダウンロードできます。

トップ > 子ども・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険ライブラリ（介護保険事業者の指定申請・届出）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/library-jigyosha.html>

【その他】

- ・届出があった事業所については、国保連合会において事業所が評価基準に適合しているかどうかの計算がなされます。
- ・判定結果については、県高齢福祉課から通知します。基準に適合し、算定可能と判断された場合は、翌年度の1年間、事業所評価加算が算定可能となります。
- ・事業所評価加算の届出を行った事業所であっても、介護予防通所リハビリテーション事業所にあつては運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスについて、いずれも加算の届出を行っていない場合、介護予防訪問リハビリテーション事業所においてはリハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、国保連合会における事務処理及び事業所評価加算の適否の判定はなされません。